

# 独占禁止法の改正等に係る基本方針

本年6月に成立した「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第51号)」附則第20条において、「政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、また、同法の法案審議における衆・参両議院の経済産業委員会による附帯決議及び民主党政案集INDEX2009を踏まえ、政府としては、公正取引委員会の審判制度を全面的に廃止する独占禁止法改正法案(以下、「改正法案」という。)を、内閣府・経済産業省合同政策会議の議論を経て、次期通常国会に提出することとする。

## 第1 公正取引委員会が行う審判制度の廃止

公正取引委員会が行う審判制度については、行政処分を行った機関が、自ら当該行政処分の適否を判断する仕組みであるという点について、事業者側の不信感が払拭できないという指摘があることに鑑み、**公正取引委員会が行う審判制度を廃止する。**

## 第2 審判制度廃止に伴う制度の骨格

### (1) 第一審機能を地方裁判所に

公正取引委員会の行政処分(排除措置命令及び課徴金納付命令)については、その第一審裁判権を地方裁判所に委ねることとする。

これに伴い、実質的証拠法則及び新証拠提出制限に係る規定は廃止することとする。

### (2) 裁判所における専門性の確保(東京地裁への管轄集中)

独占禁止法違反事件は、複雑な経済事案を対象とし、法律と経済の融合した分野における専門性の高いものであるという特色があることを踏まえ、第一審裁判権の管轄については東京地方裁判所の専属管轄とし、判断の合一性を確保するとともに裁判所における専門的知見の蓄積を図ることとする。

### (3) 処分前手続の充実化・透明化

審判制度廃止後、公正取引委員会が排除措置命令ないし課徴金納付命令を行う際には、行政手続法上の聴聞手続における手続保障の水準を基本とした事前手続を行うこととし、その具体的な手続については、改正法案において規定することとする。

#### 【主な改正項目】

処分前手続における事前説明( 予定される処分の内容、 公正取引委員会の認定した事実、 法令の適用、 公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠の説明)の際に事業者に対して説明を行っている「公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠」について、事業者側が閲覧することができることとする。

「公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠」に含まれる自社従業員の供述調書については、処分前手続において、その謄写を認める。

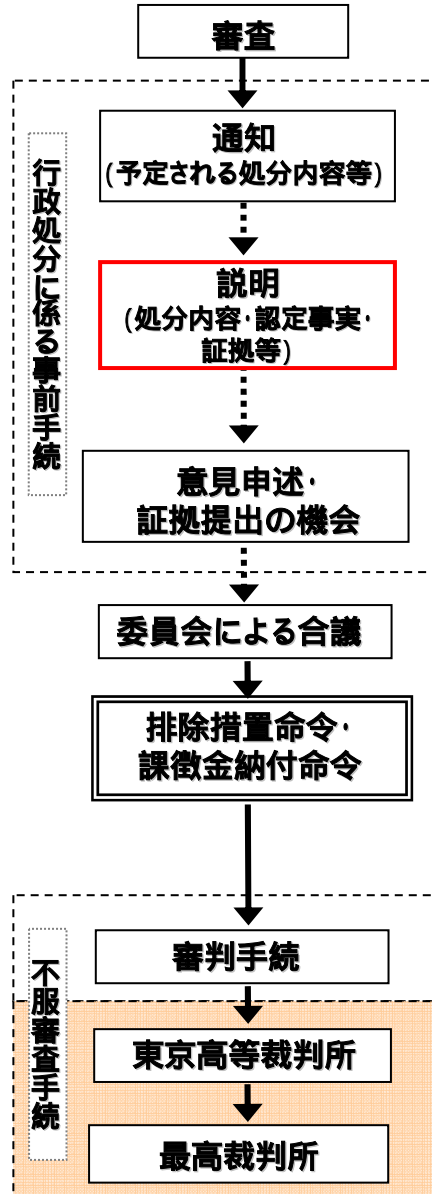
事業者に対する処分前の事前説明について、当該事件に関与していない職員(手続管理官(仮称))が同席して事前説明手続を監督するとともに、手続の経過を公正取引委員会に報告することとする。

## 第3 行政調査手続における手続保障の在り方に関する検討

弁護士立会権・秘匿特権等の、被処分者の適正な防御権を確保する方策については、中立的な検討の場において、平成21年独占禁止法改正法に係る附帯決議を踏まえた検討を行い、原則として、検討開始後1年以内に、結論を得ることとする。

# 独占禁止法の審判制度の見直し

## 現行の手続



## 見直しの方向(案)

### 事前手続

#### 1 事前説明の充実

違反行為を基礎付ける証拠については、  
現行のように説明だけでなく、閲覧を認める

#### 2 事前説明の透明化

手続管理官(仮称)が同席して  
手続を監督し、委員会に報告

### 審判制度は廃止

不服審査手続において、公正取引委員会が  
検察官と裁判官を兼ねているとの批判を解消

### 不服審査手続

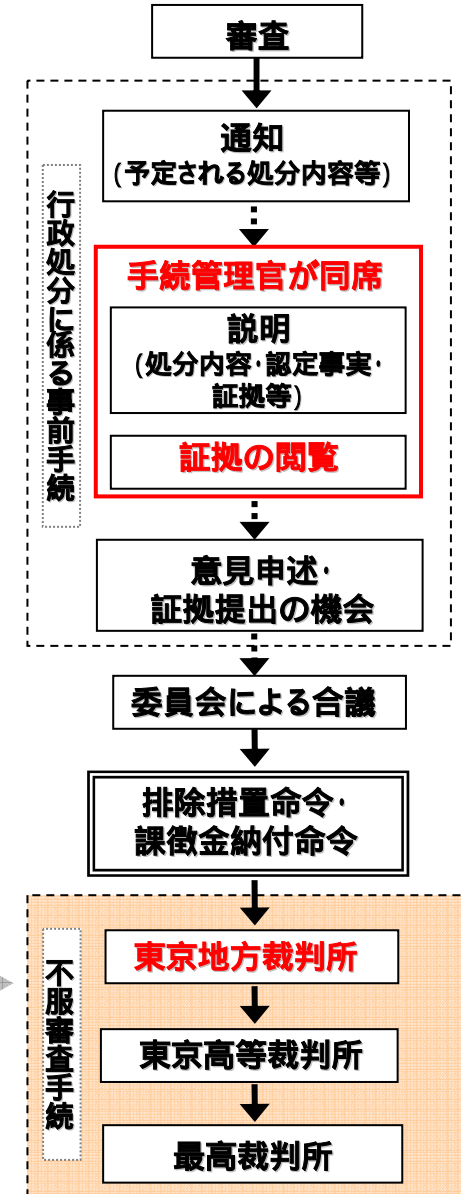
#### 1 地裁による審理の導入

実質的証拠法則、新証拠提出  
制限については廃止

#### 2 専門性の確保

東京地裁に管轄を集中(裁判  
所による専門的判断を確保)

## 見直し後(案)



公取委  
における  
手続

裁判所  
における  
手続

不服  
審査  
手続

不服  
審査  
手続

# 国会における検討状況

参考2

## 民主党提出の独占禁止法一部改正法案(第170回参法第5号)の概要 (審判手続等の検討に係るもの)

### 審判手続等に係る検討(附則第8条)

政府は、平成二十一年度中に、次に掲げる事項について、速やかに検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

#### 審判手続

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による審判の制度を廃止し、当該審判に相当する機能を裁判所に担わせること。

#### 代理人の立会い等

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を実施するために公正取引委員会が行う調査に関し、当該調査の対象となる者に対し、その者の利益を保護するため、代理人を選任し、及びその立会いを求める権利並びに当該調査に係る調書の写しの交付を求める権利を付与すること。

## 独占禁止法一部改正法(平成21年法律第51号)等の概要 (審判手続等の検討に係るもの)

### 審判手続に係る検討(附則第20条)

政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 改正法案に対する附帯決議(衆院経産委(H21.4.24)、参院経産委(H21.6.2))(抜粋)

(中略) 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

#### 審判手続

審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。

#### 代理人の立会い等

公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

## 民主党の政権政策 (Manifesto) (平成21年7月27日公表) (抜粋)

### 5 雇用・経済

36. 中小企業憲章の制定など、中小企業を総合的に支援する

#### 【具体策】

公正取引委員会の機能強化・体制充実により公正な市場環境を整備する。

## 民主党政策集 INDEX 2009 (平成21年7月23日公表) (抜粋)

### 経済産業

公正な市場環境の整備・「中小企業いじめ防止法」の制定

(中略)

公正取引委員会の機能強化と体制充実を図るとともに、審判制度は廃止します。